

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 齊藤 洸

2022 年 6 月 8 日

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対する意見

本文中の意見に関する部分は、全て私見であり、所属する組織の意見ではない点にご留意いただきたい。

質問 1 基準開発の時期

《意見》

速やかに基準開発に着手するべきであるとする。

(理由)

- 会計基準が定まっていないことに起因して、トークン発行を伴う事業への取組みが阻害されている状況等が生じているため、速やかに基準開発に着手されることが必要と考える。
 - 金商法上の開示規制に服する上場企業は、自らが行った会計判断について、潜在的な投資家含め幅広い説明責任を負っているため、会計基準での明確な定めがないことを理由に、トークン発行を伴う事業への取組みを躊躇するケースが見られている。制度会計の手当不足が、我が国のイノベーション阻害要因になってはならないと思う。
 - 一般社団法人暗号資産交換業協会（以下、「JVCEA」という）は後述する通り、新規暗号資産の販売に係る自主規制を公表されており、規制環境は整備されている。規制制定の背景等につき関係者の意見を聴取し、対話を深めながら基準を作り上げていくアプローチをとれば、設定された基準にも相当の説得力を得ることができるものとする。
 - 本年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太の方針）において、「ブロックチェーン技術を基盤とする N F T や D A O の利用等の Web3.0 の推進に向けた環境整備の検討を進める」と明記された（「2. 社会課題の解決に向けた取組」の「(3) 多極化・地域活性化の推進」参照）。Web3.0 は、「次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個が繋がった世界。電子メールとウェブサイトを中心とした

Web1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。」と説明されている。背景には、自民党内で組織された「ブロックチェーン推進議員連盟」が作成した「ブロックチェーンを国家戦略に。～ブロックチェーンの普及に向けた提言～」

(2021年4月)や、同党「NFT政策検討プロジェクトチーム」が公表した、「NFTホワイトペーパー(案) Web3.0時代を見据えたわが国のNFT戦略」(2022年3月)など、政治的にブロックチェーン産業を戦略的な注力領域に格上げしようとする動きが活発になっていることがある。

このような動きを見るに、制度会計が社会経済のインフラである以上、会計上の取扱いを明確にすることが社会的な要求事項となることは必至であり、その観点からも早期の整備が望まれる。

質問2 ICOトークンの発行者における発行時の会計処理

《意見》

(1) が妥当であると考えるが、ICOに関する契約上の「義務」について十分な検討・整理が必要と考える。

(理由)

● 事実関係の整理

- ICOは2017年にブームとなり海外で多く実施された。日本の事業者でも、2017年9月に株式会社ALIS(当時調達額4.3億円)、2017年11月にQUOINE株式会社(当時調達額100億円前後)とテックビューロ株式会社(当時調達額109億円)の事例がある。その後、ブームが下火になり、我が国ではしばらく発行事例がない状態続いた。
- その後、2021年7月に株式会社Hashpaletteが、2022年5月に琉球フットボールクラブ株式会社が、暗号資産交換業者へ販売を委託する形でICOを実施している(一般的には「IEO」と呼称されている)。
- 法規制の観点からは、一般社団法人日本暗号資産取引業協会(JVCEA)が2019年9月に「新規暗号資産の販売に関する規則」を制定し、暗号資産交換業者に対し、有価証券の発行に係る金商法ルールに類似した形で、発行開示義務、継続開示義務、取扱審査義務等を課すに至っている。
- 今後の基準開発においては、一過性のブームで終わった未成熟なICO慣行を参照するのではなく、一定の法規制が整備された2021年以降の2つの事例を参考にするべ

きと考える。

- なお、海外での一般的な事例は、ベンチャーキャピタル等との相対取引による SAFT (Simple Agreement for Future Token) 等の投資契約を使ってトークンを受け取る権利の販売を行った後、ICO 代行事業者または暗号資産取引所を使って固定価格での販売が行われ、そこから、取引所に上場されるという流れになる*。なお、「取引所」には、プロトコルで自動制御されている DEX(Decentralized Exchange)と、通常の暗号資産交換所の2つがあり、特に前者における販売はIDO(Initial Dex Offering)と呼ばれる。日本では、暗号資産の売買を業として行う主体は暗号資産交換業者に限定されているため、ICO トークンの販売もこの規律に従って実行される(資金決済法2条7項、暗号資産事務ガイドラインII-2-2-8-1)。そのため、海外でよくみられる事例とは異なり、当初から暗号資産取引所にて募集と販売が行われると想定してもよいと思われる。

*Launchpad、IDO に関しては以下を参考

<https://cryptorank.io/ido-platforms-roi>

<https://www.whitelistidos.com/>

- 我が国における ICO トークンの発行は、概ね以下のプロセスによる。

① 審査

ICO トークンを販売する暗号資産交換業者は、「新規暗号資産の販売に関する規則」第4条(自己販売業務)または15条(受託販売業務)に従って、対象事業の実現可能性等を含む審査を行わなければならない。また、販売価格についても、「合理的に算出する方法を用いて、あらかじめ新規暗号資産の販売価格又は販売価格の範囲等の妥当性を審査」しなければならないとされ、「販売価格を合理的に算出し得る方法」として、複数のやり方を例示列挙している(第18条、ガイドライン18条関係参照)。

さらに、ICO トークンの販売は、暗号資産交換業者にとって新規暗号資産の取扱いに該当することから、所定の方法により、取扱暗号資産の変更に係る届出を金融庁長官に事前に行う必要がある(資金決済法63条の3第1項7号、63条の6第1項、暗号資産府令12条1項1号、別紙様式第十号)、当該事前届出制の観点からも新規暗号資産販売規則が要求する事項を含む審査が行われるものと考えられる。

② ホワイトペーパーの公表

発行者は、プロジェクトの概要や資金使途、販売の計画等をまとめてホワイトペーパーとして自社ウェブサイトにて公表する。

なお、以下の事例でも分かる通り、ホワイトペーパーには多くの免責事項が記載されることが一般的である（パレットトークンのホワイトペーパーには免責事項の列挙はないため一概には言えないが過去の事例を通じてこのような記載がされる傾向がある）。以下で示す事例では、契約関係が比較的明瞭に記載されているが、発行者の直接の契約相手は販売を委託する暗号資産交換業者であって、トークン購入者との間には契約関係は発生しないように設計している。この点は、収益認識基準における「契約」や「履行義務」の識別や条項の検討を行う上で、重要な特徴となる。

事例) FC Rykyu Coin(以下、FCR)

「9-1 本文書に関する留意事項等」より抜粋

(3) 本文書は、FCR コインの販売及び購入に関して、契約や拘束力のある法的義務を課す書類ではありません。

(4) 購入希望者と GMO コイン間の FCR コインに係る売買契約は別途 GMO コインが規定する利用規約に準拠するものとします。 当該利用規約と本文書の間に矛盾が生じる場合は、利用規約が優先されます。

(6) 当社は、故意又は過失のない限り、本文書に記載された情報の誤り、漏れ又は不正確さから、直接的又は間接的に発生するあらゆる種類の損失及び損害に関する責任を負わないものとします

「9-2 FCR コインに関する留意事項等」より抜粋

(2) FCR コインは、何かの所有権や持ち分、株式やこれに類する権利、又は将来の売上の一部を受け取る権利、知的財産権、また当社又は その関連会社に対するいかなる形式による参加に係る権利を表章するものではなく、又これらの権利を付与するものでもありません。

③ 生成

発行者が、ブロックチェーンに実装されている機能を用いて、新たに暗号資産を生成し、自己が排他的に占有するアドレスに送付する等により、暗号資産を保有する事実状態をつくる。暗号資産が世の中に初めて誕生した事実状態をいい、この記録は通常ブロックチェーンを見ることで誰でも確認が可能となる。

④ 移転 1（販売委託目的）

発行者が暗号資産交換業者ではない場合、販売委託先の暗号資産交換業者に、①で生成した暗号資産のうち、販売委託相当量の暗号資産を送付する。

⑤ 募集

発行者は、ホワイトペーパーと呼ばれるプロジェクト計画書を公表し、計画の概要を、1トークン当たりの販売価格とともにウェブサイトで公表する。我が国では、当該暗号資産の販売行為には暗号資産交換業の登録が必要となるため、自己販売業の場合には発行体が、受託販売の場合には受託者には、資金決済法、金融庁の事務ガイドラインに加えて、JVCEA が公表している「新規暗号資産の販売に関する規則」(以下、「ICO 規則」という)の規律に服する必要がある、開示規制や業規制が課せられる。

⑥ 申し込み

購入を希望する利用者は、販売を行う暗号資産交換業者において口座開設を行い、期日までに払い込みを行う。払い込みには、法定通貨または他の暗号資産が使われる。

事例) FC Rykyu Coin(以下、FCR) : 申込開始日時 2022 年 4 月 27 日 16 時 00 分、申込終了日時 2022 年 5 月 18 日 14 時 59 分

⑦ 抽選

暗号資産交換業者は、抽選等により、応募者ごとにトークンの割り当て量を確定し、結果を伝達する。なお、割り当て実施までに購入者から応募のキャンセルを受け付けるケースがある。

事例) FC Rykyu Coin(以下、FCR) : 抽選日時 2022 年 5 月 18 日 15 時 00 分

⑧ 約定

割当実施時刻までに、購入者からの取り消しがない場合、自動的に約定する。

⑨ 移転 2(決済目的)

暗号資産交換業者は、割当実施日の所定の時刻に、トークン購入者の利用者用口座に ICO トークンを付与する。それとともに、同口座における法定通貨または他の暗号資産の対価相当額ないし量を減額することで決済を完了させる。暗号資産交換業者が運営する売買システム内の振替処理をもって、同時履行が担保されている。

事例) FC Rykyu Coin(以下、FCR) : 受渡日 2022 年 5 月 18 日

⑩ 上場

暗号資産交換業者は、自社が開設するセカンダリーマーケットにて、当該新規暗号資産の取扱いを開始する。この段階で、当初付与者は自由に、その時の市場価格により売却が可能になり、他の利用者也購入することが可能となる。なお、暗号資産交換業者の規約等により、売却数量に上限がかけられるなどが生じる場合がある。

事例) FC Rykyu Coin(以下、FCR)：取扱開始日 5 月 18 日、取扱開始日時 16 時 30 分～17 時 00 分

⑪ 資金の引き出し

発行者は、販売金額に相当する法定通貨を、委託先の暗号資産交換業者から引き出す。なお、暗号資産を対価として ICO トークンを販売した場合、取得した暗号資産を市場で売却する等により法定通貨に換えることが推測されるが、これは発行者の裁量にゆだねられている。

⑫ プロジェクト遂行

発行者は、ホワイトペーパーに記載された計画に沿った形で、プロジェクトを遂行する。ブロックチェーン基盤のアプリケーションのシステム開発やマーケティング等、当初計画に従って資金が支出される。

⑬ 開示

発行者には、購入者保護及び取引の公正性確保の観点から、適切な情報開示が求めれており、事前開示、販売期間終了時の開示、3 か月ごとの定期開示、適時開示に分けて開示項目が規定されている (ICO 規則第 5 条)。定期開示の項目には、プロジェクトの進捗状況や使用した資金の金額と内容等が含まれる。

⑭ 無償配布

発行者は、開発者や株主等へのインセンティブや、保有者から受けた貢献行為へのリワード、キャンペーン等の用途で、トークンの無償配布を行うことが一般的である。この場合に配布するトークンは、予め自己に割り当てた当初生成分を使うか、新たに生成するか、2 次流通市場から購入するかによる。

⑮ 相対取引

上記における販売行為は、広く公衆に対して行うことからパブリックセールと呼ばれることがある。海外の事例では、これに先立って、ベンチャーキ

ャピタルや機関投資家等に対する相対取引でトークンを販売することがあり、プライベートセールと呼ばれる。発行者にとって、新規トークンの生成と移転が一体となった販売行為という意味では両者に違いはない。

● 考察

➤ 以下の理由から（１）が妥当するものと考える。

① 経済実態との整合性

ICO トークンの購入者が ICO に参加する目的は、通常トークンの値上がり益の獲得にある。将来、ネットワーク参加者の増加に従ってプロジェクトの価値が高まると、そこで流通するネイティブトークンの市場価格も上昇する。1 次流通市場で購入して、2 次流通市場で売却益を得ることを意図した投資行為であり、スタートアップ企業へのシードラウンド投資のケースと類似する。

購入者は、ホワイトペーパーで明記されているビジョンや目標、アイデアの新規性、プロジェクトメンバーの知名度やスキルセット等を基にした目利きを行ったうえで、彼らが提案したプロジェクト計画が遂行されるという合理的な期待を形成する。もちろん、プロジェクトが途中で遅延・頓挫することや、トークンの需要が伸び悩むこと等により、市場価格が購入価格よりも下回るリスクがあるが、そのリスクを割り引いたとしても初期段階での購入したほうが得であるとの判断を行っている。

他方、発行者は、ホワイトペーパーに記載した計画を遂行することを公に表明しており、それが計画通り進むために必要な資金が調達できるよう初期販売量と初期販売価格を決定している。

なお、購入者と発行者の間には、きわめて大きな情報の非対称性があるが、我が国では、ICO トークンの販売主体である暗号資産交換業者に対して、開示規制や審査制度が存在するため、一定の緩和が図られている。

こうした事実関係を前提にすると、両者の間に成立したトークン販売契約は、販売価格の妥当性について発行者と購入者の見解が合致した売買契約に他ならず、他の売買契約との違いをことさら強調して会計上の取扱いを峻別する積極的根拠はない。従って、経済的な等価交換が成立していると評価すると解してよい。

② 収益認識基準の前提との齟齬

2002 年 6 月以降、IASB と FASB の共同プロジェクトとして収益認識基準の見直し作業が進められたが、その中では、販売契約の締結によって企業が負う義務を巡って、「配分モデル」と「測定モデル」の理論的な対決があっ

た。その結果、後者は否定されたのであるが、(2)の考え方は、この「測定モデル」を採用したのと同様の結論になると思われる。既に、ICO トークンの販売は、他の売買契約との決定的な違いがないとの主張を試みたが、それを前提にした場合には、現行の収益認識会計基準がとる「配分モデル」から逸脱する考え方をとることは難しい。測定モデルは、「第三者に支払ってもらうために企業が支払うべき金額」を「解放金額」とし、これをもって履行義務を測定すべきと主張する。当時、この考え方への批判として、「第 1 には、ほとんどの義務は解放金額がいつでも入手可能である訳ではないので、契約資産や収益の計算に誤謬が生じる可能性を無視できない。第 2 に、義務から解放されることは多くの場合、契約上あるいは経済的に不可能であることをふまえると、解放金額は非現実的な仮定に基づいているため、かかる測定値が有用かどうか怪しい」というものであった(山田康裕[2008]「配分アプローチの問題点」『企業会計』)。この批判は、まさに(2)にも当てはまり、実務的な観点から、「提供する財又はサービスの価値」の計測について大きく恣意性が介入する可能性があり、混乱が生じ得ることから、是認し難い。

③ 結論の妥当性

ICO トークンの発行には、大きく 2 つの履行義務が識別できる。一つは、トークンの引き渡し義務であり、もう一つはホワイトペーパーに明記された行為の履行である。(2)は、トークン販売契約において識別された履行義務のほとんどすべてがトークンの引き渡しだけであると解釈すれば正しいように思われる。その場合、「プロジェクトを計画通りに進行する行為」は履行義務として識別されないため、一括収益計上される。

しかし、生成コストがゼロないし極めて少額な、トークンというデータそのものには何の価値もなく(これ自体誰でも作れるし誰にでも配れる)、単にこれを引き渡したところで対価を受け取ることは不可能なはずである。そのトークンの価値は、そのトークンに紐づくプロジェクトが計画通り進行されるという期待により裏付けられており、この観点から見ても、価値を矮小化していると思われる(2)の考え方をとるべきではない。

④ 仕訳例と派生論点への言及

ICO トークンに関連して発行者において特有の仕訳が発生するのは、1.で示したプロセスのうち、約定日(⑧)となる(①と②で仕訳が発生しない理由は質問3を参照のこと)。

本論点整理では、「ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務

を負担している場合」を前提にしているが、(1)の考え方に依った場合であっても、当該義務の範囲については必然的には決まらなないと考えらえる。すなわち、先の FRC の事例で見たように、発行者とトークンの購入者が直接の契約関係に立たない設計をしているときに、トークンの販売契約によって、発行者の「契約上」の義務と明確に言えるものは、新規トークンの引き渡し義務のみであると言えそうだからである。基準開発の際は、この義務の範囲を収益認識基準との整合性を保つ形で示す必要があり、重要な論点となる。この点は今回の論点整理について特に意見を求められていないと考えるが、上記で述べた通り、2019 年における新規暗号資産販売規則の制定を起点にして、我が国の ICO に関する規制環境は大きく変わり、利用者保護のために、暗号資産交換業者に「規制上の義務」が明確に課せられており、その効果は実質的に発行者にも及んでいる。例えば、新規暗号資産販売規則 6 条では、自己販売業務で調達した資金について予め開示された目的以外に使用することを原則として禁止しており、販売を代行した受託販売業務の場合、このようなことがないよう暗号資産交換業者にモニタリングの義務を課している(同 16 条)。このような、環境変化を見れば、ホワイトペーパーに記載された内容が履行されることは、実質的にはトークン販売契約の要素となっており、収益認識基準の趣旨に従った契約負債の計上が要求されるものとする。

・約定日 (⑧)

未収金 95 / 契約負債 100

手数料 5

未収金は、委託先暗号資産交換業者に対する販売代金相当の金銭債権。手数料は、委託販売手数料を想定している。上述した通り、同時履行は暗号資産交換業者によって確保されているため、約定と決済は同時刻で自動的に実施されるのが通常のため。

・期末処理

契約負債 20 / トークン売上 20

売上原価 10 / 棚卸資産 10

履行義務の充足に係る進捗度に応じた収益認識を行う。トークンの生成に係るコストが棚卸資産に計上されている場合には、売上原価として計上する。なお、税務上の課税との差異が発生した場合には、税効果会計に係る仕訳が追加される。

BS			
預金	95	契約負債	80
PL			
売上原価	10	トークン売上	20
手数料	5	利益	5

質問3 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点

《意見》

1. 自己に割り当てられたトークンは会計処理の対象としないとするのが妥当

(理由)

本論点にあたっては、まず、「発行」の定義論からスタートするべきである。「資金決済法」では、暗号資産の「発行」および「発行者」は定義されておらず、この用語への言及もない。関連政府令においても、(中略)「発行」および「発行者」の意義については何らかの手掛かりを与える」記述はなされていない(河合健[2021]「暗号資産の発行に関する法律関係と実務」『金融・商事判例』)。すなわち、法律および関連政府令において暗号資産の「発行」が定義されていないため、会計基準上「発行」を定義しない限り、その意味は一意に定まらない。同論文では、株式、新株予約券、社債、手形、前払式支払手段、手形における「発行」の法的位置付けと、暗号資産のそれとを比較した検討がされているため、参考にしていただきたい。

この点、「新規暗号資産の販売に関する規則」では、暗号資産の「発行」を、「暗号資産を新たに生成した上で、利用者に対して当該暗号資産を交付し、利用できる状態に置く状態をいう」との定義がある。この定義に従えば、「生成」だけでは発行したことにならず、利用者への「移転」を伴う必要があり、この定義に倣えば本論点については解消すると思われる。

また、私法上も「トークンの生成は、発行者単独で行われ、他者との権利義務関係を生じさせないので(暗号資産であるトークンについて物権類似の権利を認めるか否か等の問題はあるものの)、あえて「発行」についての規律を設けなくとも、トークンの移転(譲渡)について、民法上の売買等の規定を類推適用すれば足りる」との意見がある(前掲)。この観点からも、生成の段階では仕訳なしが妥当なのだと思う。

《意見》

2. 自己発行トークンを保有している場合、資産として取り扱う方法が妥当

(理由)

- 質問2における回答で示した通り、ICO トークンの売買契約における発行者の履行義務は、1.対価と引き換えに生成した新規トークンを引き渡すことと、2.公に行った自らの宣言を実行することである。自社発行商品券のように具体的な物品を引き渡す義務とは異なり、発行者の細分化された債務がトークンに化体している訳ではない。

従って、トークン販売に伴う契約負債は、市場から自己発行トークンを購入したことによって当然に消滅するものではない*。

*金融商品会計基準の世界では、金融負債は、契約上の義務を履行したとき、契約上の義務が消滅したとき又は契約上の第一次債務者の地位から免責されたときに、その消滅を認識するとしている。自社が発行した社債を2次流通市場から購入しただけでは、上記要件を満たさず社債(負債)の消滅は認識されない反面、デッドエクイティスワップにより債権の現物出資を受けた債務者の場合には混同の論理により負債は消滅するが、これらは法的・契約的に明確なイベントが発生したことをトリガーとしている。

- 発行者におけるトークン販売に係る収益の総額は、プライマリーマーケットにおける取引のタイミングで確定しており、その後の発行者の経営判断により行ったセカンダリーマーケットでの取引との一体性は切断されると解釈するべきである。両取引は、市場も時系列も動機も異なり、独立の経済事象であると考えられる。
- むしろ、セカンダリーマーケットでの発行者の取引行為は、他の暗号資産と同様に処理を行うことで売買損益と評価損益に反映させ、投資の巧拙を財務諸表に反映するべきである。自社発行 ICO トークンが資産として認識されず、再度売却していない段階で期末を迎えた場合、期末の含み損益が計上できないものと思われるが、他の暗号資産の保有の会計処理とのバランスを著しく失するし、多額の含み損が見過ごされ、投資家の投資判断に誤謬を生じさせる可能性がある。また、この場合、発行者により当該会計処理が利益操作の道具として悪用される可能性すらあり、この観点からも受け入れがたい。
- 資産計上という観点から、少し単純な論拠を示すと、トークン(暗号資産)は、一般に「財産的な価値」と定義付けられており*、資産としての認識要件を満たしている。セカンダリーマーケットからその時の時価で取得し、自由処分権のある形で保有している状態は、端的にその「財産的な価値」を財務諸表に描写するべきと言える。

*暗号資産は、法律上、財産的価値であると定義付けされているが（資金決済法第2条5項）、このような定義は例えば以下に示すように世界的には一般的な理解となっている。

- 英国：2018「Cryptoassets Taskforce: final report」2.10
“Broadly, a cryptoasset is a cryptographically secured digital representation of value or contractual rights that uses some type of DLT and can be transferred, stored or traded electronically.”
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/752070/cryptoassets_taskforce_final_report_final_web.pdf
- 金融安定委員会（FSB）：2018「Crypto-asset markets」1.Introduction
“Crypto-assets, as the term is used in this report, are a type of private asset that depends primarily on cryptography and DLT as part of its perceived or inherent value.”
<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P101018.pdf>
- 金融活動作業部会（FATF）：2015「GUIDANCE FOR A RISK-BASED APPROACH VIRTUAL CURRENCIES」（2018 に改訂されているためそちらは別途参照のこと）
“Virtual currency is a digital representation of value that can be digitally traded and functions as (1) a medium of exchange; and/or (2) a unit of account; and/or (3) a store of value, but does not have legal tender status (i.e., when tendered to a creditor, is a valid and legal offer of payment)⁶ in any jurisdiction.”
<https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Guidance-RBA-Virtual-Currencies.pdf>

質問5 その他

《意見》

1. 本論点整理の進め方とトークンの本質的理解に関する意見
 - ICO トークンに関する会計上の論点を整理するにあたっては、Web3.0*やトークンエコノミー、DAO、DeFi、NFT、スマートコントラクトといった、ブロックチェーンに特有の概念を理解する必要がある。トークンの本質に関する見解はまとめるのが大変なので、ここでの記載は省略するが、少なくとも Fat Protocol 理論**や、その後に続く

Thin Applications 等の議論から、Web2.0 的なサービスとの質的な違いを抑えなくてはならない。また、直近では 6 月 8 日に米国 Cynthia Lummis 上院議員による超党派法案「Responsible Financial Innovation Act」が公になっており、米国におけるトークンの捉え方や規制の方向性に関して、いくつかの重要な示唆が含まれている。

<https://twitter.com/SenLummis/status/1534217196859232257?s=20&t=mv-HoaIY6eNbElkAO2zITA>

- トークンが持つ外形的特徴を観察し、「既存の何か」へ類似している点を強調し、その何かに無理に当てはめるような議論は、関係者が抱く共通認識や実務感覚と乖離した結論を導く可能性があり危惧している。

当然、会計基準設定主体が、深遠なクリプトテリトリーに関する知見の全てをカバーすることは非現実的であることは理解しているため、適宜専門家を交えて、広く公開された場所で議論を深めていく必要があるのではないかと思う。

*Web3.0 の統一された定義はないが、「第 3 世代インターネットを表す概念として、第 1 世代がもつ非中央集権性、コミュニティ中心のガバナンスといった要素と、第 2 世代がもつ先進的で現代的な要素を組み合わせたインターネット」と言われている。

「State of Crypto」(a16z,[2022]) の「What is web3?」参照

https://a16zcrypto.com/wp-content/uploads/2022/05/state-of-crypto-2022_a16z-crypto.pdf

**「Fat Protocol 理論」2016 年当時 Union Square Ventures に在籍していた Joel Monegro が展開した。ブロックチェーン業界で大きな議論を呼び、その後の投資ファンドの投資方針や起業家等に影響を与えた。ブロックチェーンはレイヤー構造を形成してサービスを提供しているが、ネットワーク全体の価値の中で最も高い価値を保持するのは、Web2.0 とは異なりアプリケーションレイヤーではなく、プロトコルであるとする考え方。

<https://www.usv.com/writing/2016/08/fat-protocols/>

2020 年には、同理論を前提に、ブロックチェーンのアプリケーションの捉え方に関する論考を「Thin Applications」として公表し、アプリケーションのモデルを P2B2C (Protocol to Business to Consumer) と表現し、マネタイズ手段の類型化を試みている。

<https://www.placeholder.vc/blog/2020/1/30/thin-applications>

2. 現行実務対応報告への意見

- 本論点整理に関するスコープとは外れるが、現行実務対応報告における、期末時価評価・損益処理の一律適用は、実態を捉えた会計処理であると言い難く再考していただき

たい。

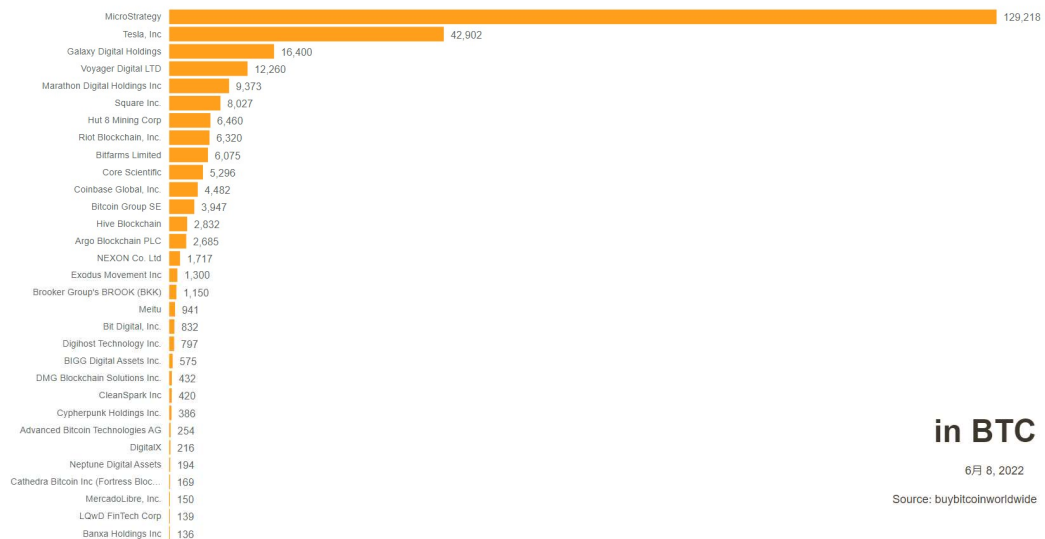
例えば、暗号資産交換業者は、出庫を迅速に行うため、自己の在庫として一定量の暗号資産を保有するケースがある。これは、ホットウォレットに自己の暗号資産を入れておき、出庫依頼に迅速かつ自動的に対応するためである。この場合、当該暗号資産の売却は事業遂行上の制約が明確にあり、時価の変動は投資の成果と一致しない。

また、暗号資産は、既にオルタナティブ投資の一つとして認知されており、事業会社が中長期保有を目的に取得する場合も想定される。この場合には、社内規程等における投資方針として、中長期目線での投資であることが明確になっている場合があり、短期的な売買には事業遂行上の制約が存在する。従って、評価差額の損益処理によって業績利益が歪められている可能性がある。

結論としては、期末時価評価に係る損益処理については、有価証券に関する会計基準を参考にし、保有目的別の考え方を採用するべきと考える。

参考までに以下に上場企業におけるビットコインの保有量ランキングを示すが、事業会社による暗号資産の保有が増加するに従って、GAAP 差異が拡大する可能性があるため、再度検討を行っていただきたい。

(上場会社が保有するビットコインの保有量)



<https://lostinbitcoin.jp/data/>

以上